

### <書籍紹介> 閉ざされざる環：ドイツ社会国家の歴史を書く（辻英史/川越修共編著『歴史のなかの社会国家』）

Tsuji, Hidetaka / 辻, 英史

---

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

17

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

13

(終了ページ / End Page)

22

(発行年 / Year)

2017-02-28

## 書籍紹介 (Book Review)

# 閉ざされざる環——ドイツ社会国家の歴史を書く

(辻英史／川越修共編著『歴史のなかの社会国家』2016年、山川出版社)

辻 英史

### 1. 共同研究の視点

筆者もその一員であるドイツ社会国家の歴史に関する共同研究グループは、その研究成果として2冊目にあたる標記の論文集を人間環境学会からの出版助成金(2014年度)により2016年1月に刊行することができた。ここで編著者の一人として同書の内容を紹介するとともに、若干の反省と考察を述べることで、ささやかな御礼に代えさせていただきたい。

われわれが共同研究を開始したのは2005年の初夏のことであった。その背景には2000年代前後の時期の歴史学やその他の学問領域の思想潮流からのさまざまな影響があった。まずは、そうした先行する研究動向をわれわれがどのように受け止め、自分たちの問題意識や研究関心を組み立てていったかについてまとめておきたい。なお、以下の記述は、共同研究をすすめ何度も議論を重ねる中でメンバーのあいだで共有されていった内容を扱うため、われわれと複数形をもちいるが、本質的には筆者個人の考えであることをご理解いただきたい。

われわれが大きな影響を受けた第一の領域は、日常史研究、女性史や家族史の研究における諸成果である。政治家や英雄を対象とするいわゆる「大文字の歴史」ではない、普通の人びとのプライベートな日常生活への関心は、すでに1970か

ら80年代にドイツの歴史研究で盛んになっていた<sup>1</sup>。こうした関心を支えたのは、既存の大学の史学研究室よりも、むしろワークショップやサークルに集った学校教員をはじめとする在野の関心をもつ人々である。彼らを中心にし、あるいは刺激を受けてこれらの新しい研究動向を扱う歴史学の専門雑誌も刊行されるようになり、また各州や各都市自治体の文書館が編纂する地域史・郷土史も1970年代から相次いで刊行された。こうした社会のなかの個人の生活とその環境変化への注目という「下からの歴史学」の視点は、われわれ研究メンバーの多くが本格的な研究をスタートさせた前後から日本でも積極的に紹介されるようになり、本格的な研究成果が発表されるようになってきた<sup>2</sup>。

その一方で、われわれの関心は、こうした普通の人びとの生活を支配し介入しようとする国家権力のあり方にも向けられた。国家がその国民の安全に責任を持つ社会国家とは、畢竟強力な管理・監視の社会体制にはかならない。M・フーコーは、これも1970から80年代にかけて日本でも相次いで翻訳紹介された監獄や性の歴史を扱った諸著作のなかで、狂気や犯罪に対する監視社会や性道徳の出現とその普及を通じて、近代の特殊な形の権力である「生＝権力」が個人の人生の各局面に介入し、そこを支配していく過程を明らかにした<sup>3</sup>。国家の生＝権力は、近代市民社会が不可侵の領域としていた個人の精神や、愛情の共同体として他者の干渉をいったんは拒絶していた親密圏の内部にも浸透し、それを思うままに操って自発的に規律化させていく。それをフーコーは「生政治」(bio-politique)

---

<sup>1</sup> これらの新しい研究動向をいち早く紹介したものとして、ゲオルク・G. イッガース(早島瑛訳)『20世紀の歴史学』見洋書房、1996年、91-109頁;竹岡敬温/川北稔編著『社会史への道』有斐閣選書、1995年。

<sup>2</sup> ここではその中のごく少数にしか言及できないが、良知力『青きドナウの乱痴気——ウィーン1848年』平凡社、1985年;川越修『ベルリン・王都の近代——初期工業化・1848年革命』ミネルヴァ書房、1988年;姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』勁草書房、1993年;山本秀行『ナチズムの記憶——日常生活からみた第三帝国』山川出版社、1995年;若尾祐司『近代ドイツの結婚と家族』名古屋大学出版会、1996年;斎藤哲『消費生活と女性——ドイツ社会史(1920'70年)の側面』日本経済評論社、2007年。

<sup>3</sup> 生＝権力については、ミシェル・フーコー(小林康夫ほか訳)『フーコー・コレクション6 生政治・統治』ちくま学芸文庫、2006年;また桜井哲夫『フーコー——知と権力』講談社、2003年;市野川容孝『身体/生命』岩波書店、2000年を参照。

と呼んだ<sup>4</sup>。

われわれは、上記の「下からの歴史学」の関心とオーバーラップする形で、このような社会国家にとっての操作対象となるクライアントとしての個人に注目した。個人は、社会国家権力によって監視・管理され、場合によっては処罰や絶滅の対象にすらなり、ついには権力の要求する規範を内面化させて自己を統治するにいたるが、しかしその反面で時にはそうした権力に対して抵抗をおこない、その監視を巧みにくぐって自らの生の充足を勝ち得ようとする。そうした監視的国家権力とその個人のあいだの両者のせめぎ合い、統合と抵抗のあいだの一筋縄ではいかない緊張関係が、社会国家の歴史を彩っているのである。

さらに、1990年代以降冷戦が終結し、それを受けて第二次世界大戦後の社会について反省と見直しの機運が進んだことも、筆者たちの精神的土壌に大きな影響を与えている。そこで明らかにされたのは、近代国民国家が20世紀前半に2度の世界大戦を経るなかで、国民を国家意志のもとに総動員する、いわゆる総力戦体制が構築されたこと、さらにその体制が冷戦の続いた20世紀後半にも基本的性格を維持し、経済的繁栄を達成すると同時に国民を監視し規律化する「システム社会」としての性格を強めていったことであった<sup>5</sup>。社会福祉の拡充は、このようなホブズボーム呼ぶところの「極端な時代」の産物であり、社会国家の成立はそのひとつの頂点である<sup>6</sup>。

われわれの関心は、しかし、システムの側ではなく個人の側にある。両者を総合する視座の獲得が課題であった。共同研究をすすめるなかで注目したのは、システムとクライアントの間に位置する存在である2つの人間集団であった。まず、社会システムを設計し、また駆動させるテクノクラートたちである。彼ら専門家集団は社会政策の現場を熟知し、クライアントとふれ合い、政策を立案する

---

<sup>4</sup> 三上剛史『社会の思考——リスクと監視と個人化』学文社、2010年、77-78頁。

<sup>5</sup> 山之内靖『システム社会の現代的位相』岩波書店、1986年；山之内靖／ヴィクター・コシュマン／成田龍一編著『総力戦と現代化』柏書房、1995年；山之内靖／酒井直樹編著『総力戦体制からグローバリゼーションへ』平凡社、2003年。

<sup>6</sup> エリック・ホブズボーム（河合秀和訳）『極端な時代』（上）三省堂、1996年、第9章「黄金の歳月」、384-426頁。

作業の中で、その専門知を上記のような個人の親密圏に介入しようとする国家権力に積極的に役立て、自らの既得権益確保と社会的上昇を遂げることに成功した。社会国家のシステムとしての成立には、こうした専門家集団の積極的で献身的な貢献が欠かせなかった<sup>7</sup>。しかしながら、このような個人と国家権力の関係のありかたは、時として政治経済上の危機と連動することで、個々のクライアントに対して、きわめて残酷で非人間的な帰結をもたらしうる。この近代化のもたらす歪みの危険性を最初に指摘したのは、ドイツの歴史家デートレフ・ポイカートである<sup>8</sup>。1920年代のヴァイマル・ドイツの「古典的近代の危機」の状況下、人口学や社会衛生や優生学の分野をつかさどったテクノクラートたちは、まさに目的合理的理性の暴走とも呼べる行動をとった。その負の遺産の長い影はナチスのホロコーストを超えて、現代社会にまでおよんでいる。

もう一つ注目した対象は、中間集団である。これは国家と個人の間中に位置する雑多な集団で、公的なものから民間のものまで、非常に多岐にわたっている。クライアント自身の当事者団体の場合もあれば、彼らより経済的により上位にある集団による社会問題解決のためのローカルな自発的結社の場合もある。さらに大規模で、ときには全国的広がりを持ち、組織化も進んで会員制度や規約をそなえた民間福祉団体も、ドイツの場合すでに19世紀末には活発に活動していた。これらの中間団体は、基本的に民間の組織であるとは言え、その活動の内容と性格から、公権力とはとくに地方行政の領域で協働の関係に入ることが多く、協力や諮問を通じて半公的な位置づけを得る場合もある。こうした中間団体の役割を

---

<sup>7</sup> 望田幸男編著『近代ドイツ「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会、1995年；川越修『性に病む社会——ドイツある近代の軌跡』山川出版社、1995年；小野清美『テクノクラートの世界とナチズム——「近代超克」のユートピア』ミネルヴァ書房、1996年；望田幸男編著『近代ドイツ＝資格社会の展開』名古屋大学出版会、2003年；川越修『社会国家の生成——20世紀社会とナチズム』岩波書店、2004年。

<sup>8</sup> デートレフ・J. K. ポイカート（小野清美／田村栄子／原田一美訳）『ワイマル共和国——古典的近代の危機』名古屋大学出版会、1993年。

含めて、社会国家は「福祉の複合体」として理解されねばならない<sup>9</sup>。

第4点として、同時代の日本や世界の状況や言説からの影響も見逃せない。2000年代前半の日本は小泉純一郎政権の構造改革路線のもとで福祉の切り捨てや格差社会の拡大に注目が集まった時代であった。また、アメリカの不動産バブル崩壊と同時に世界で経済危機が生じ、ドイツをはじめヨーロッパ各国では失業者が急増し、大きな社会問題となっていた。日本社会の急速な変化、とくに非正規雇用の拡大やセーフティネットの急速なほころび、そして少子高齢化の止むことなき進展といった状況に際会して、われわれの危機感はいや増し、過去の閉じた歴史の探究という学術的領域に留まることを不可能にさせた。もし日本社会の見通しに打つ手がなければ、ドイツの社会国家の歴史から何らかの現状分析の手がかりを得たいというのが、われわれの願いであった。

こうした日独の国際比較の視点は、福祉国家レジーム論と呼応する関係にある。エスピノー＝アンデルセンの1990年の著作（邦訳2000年）によって提示された、社会民主主義型、自由主義型、保守主義型という3つのレジーム類型は、福祉国家の国際比較研究に道を開いた<sup>10</sup>。ドイツ、日本にかぎらずアメリカ、イギリス、北欧といった先進各国の福祉制度を一望の下に比較できるこの視点は非常に魅力的であり、レジームを軸として各国の福祉制度を論じ、未来を展望する研究スタイルは一世を風靡したと言っても過言ではないだろう。しかし、福祉制度が国民国家をひとつの単位として発展してきたことはたしかであるにせよ、その歴史はよく知られているように相当に紆余曲折に富んでいるし、とくにドイツのような分権的な連邦国家では、その複雑で多様な全体を単一のレジームという構図に圧縮することには相当慎重でなければならない。福祉社会レジーム論は、論点を整理し議論を掘り下げらうと大変有効な補助線であったが、長期の歴史分析を課題とするわれわれはこのレジームという分析手法をそのまま採用するのではな

---

<sup>9</sup> 高田実『「福祉国家」の歴史から「福祉の複合体」史へ』、社会政策学会編『「福祉国家」の射程』ミネルヴァ書房、2001年、23-41頁；同『「福祉の複合体」の国際比較史』、高田／中野智世編著『福祉』ミネルヴァ書房、2012年、1-24頁。

<sup>10</sup> イエスタ・エスピノー＝アンデルセン（岡沢憲美／宮本太郎監訳）『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2000年。

く、歴史の各局面に密着して、その発展過程を明らかにすることを優先したのである。

以上を要するに、われわれの共同研究は概要以下のような共通の関心に基づいていたと言えるだろう。つまり、ドイツにおける社会政策の変遷をなぞりつつも、政策や制度の発展の歴史としてこれをとらえるのではなく、クライアントたる社会的弱者をつねに関心の中心に置くこと。また政策を立案する専門家や中間団体の役割を重視し、「福祉の複合体」としてこれをとらえること。そうした社会国家の歴史を個別の局面に寸断して提示するのではなく、長い連続的な発展として鳥瞰図を提供し、もって現代の福祉社会の分析に対しても一定の貢献をなすこと。そうして結ばれた社会国家の像はレジーム論のような固定的静的なものではなく、ぎやくにきわめて動的なものであり、様々な力のあいだのダイナミックな緊張関係を反映したものとなった。それをひとことで言うならば、「排除と包摂の社会史」と呼ぶことができるだろう。

## 2. 共同研究の特徴と限界、そして課題

本共同研究は、このように、社会国家をそのメカニズムだけでなく、クライアントに焦点を当て、19世紀末から20世紀末までに至る長期的な歴史のなかでその姿を描き出そうとするものである。その歴史発展のパターンは、収録された個別論文に共通するある時代区分により把握される。これは最初の論文集（川越修／辻英史編著『社会国家を生きる——20世紀ドイツにおける国家・共同性・個人』）を基本的に引き継いだもので、社会国家の歴史を、①生成期（19世紀末から20世紀前半まで）、②「黄金時代」（1950年代から1960年代の戦後高度経済成長期）、③変容期（1970年代以降）の3つの時期区分において把握しようとするものである。

各期の名称からも明らかなように、この時代区分は基本的な性格として社会福祉の拡大と深化に焦点を当てようとする傾向を持っていた。先に述べたように近代化過程のもたらした社会国家の負の側面にも配慮し、それを強調することで一面的な見方を相殺することに努めたとはいえ、基本的には発展局面を重視する設

定になっている。こうした基本構図に依拠した結果、本共同研究は結果的にいくつかの困難な課題に逢着してしまった。

まず、第1の課題は、時代区分そのものに関わる。われわれの共同研究は、社会国家の発展局面である第1と第2の時期を分析するには一定の成功を収めたが、その動揺と再編の時期である第3の時代がどのようなものであるか、その全貌はいまだに解明されていない。それは、主として1970年代以降のドイツ社会国家の変容過程がいまだに終結しておらず、現在もまさにそのプロセスの渦中にあるためである。1970年代以降、そしてとくに2000年前後から激しくなった動きは、多くの領域にまたがる大規模かつ複合的なものであって、また評者の政治的立場や依拠する理論的フレームワークによって解釈が異なっている。個別の現象自体が複雑であって、それぞれの動きが社会国家の分解ないし解体を意味しているのか、それとも単なる軌道修正として理解しうるのか、ただちに判断できないものが多い。このような困難は現代史に挑む歴史学に共通するものであろうが、われわれの場合、ここからさらに以下の2つの課題が派生してくるように思われる。

第2の課題は、社会国家における家族の位置づけ、その両者の関係性である。社会国家は、労働環境だけでなく家族を通じてその成員を生活のすみずみまでコントロールしていた。性別役割分業にもとづく男性稼得者型の小家族が、標準家族として社会国家の制度構成の基礎的な単位だったのである。だが、もし標準家族がそのような社会国家の基礎的単位として盤石の地位を占めていたのであれば、ドイツ社会のなかで——これもいわゆる近代化の帰結のひとつであるが——結婚や家族のあり方が変化し、標準家族が決して標準でなくなってしまう場合、それはただちに社会国家の根幹を揺るがす事態となったはずである。しかし、1968年世代の台頭以来こうした伝統的家族像の凋落は著しいとは言え、現実には社会国家の解体は一気に進まず、上記のように変容の局面を迎えてすでに半世紀近いのである。社会国家のこの驚くべき耐久力をみると、社会国家と標準家族の共益的關係というわれわれの前提は再考の余地がある。社会国家は、標準家族なしでも存在しうる。しかし同時に、社会国家が今なおその内部で従来型の男性稼得者型の家族を持続させ、再生産し続けていることにも注目しなければならない。社会国家と家族という親密圏の關係は、今後の展開も含めてなお詳細に分析



していく必要があるだろう。

第3に、福祉の複合体としての社会国家の性格である。2000年代以降、ドイツ社会国家は、市場の要素を取り入れ、競争原理を福祉供給の現場にもちこむかたちで改革された。そのことは、一方で国家権力の有していた福祉を通じた監視・監督機能の弱まりをもたらし、企業とならぶかたちで、同時にそれまで社会国家のメカニズムの中に組み込まれていた中間団体に、より大きな行動の自由を与える方向に作用したことは事実である。ここから、筆者は社会国家の今後の形態として、行政・企業そして中間団体が分権的に協働し合って国民に福祉を供給し、弱者の社会的包摂を実現するという、ソーシャル・ガバナンスへと進んでいく可能性を見ていた<sup>11</sup>。

しかし、現実是这样した楽観的な見方について懸念を持たざるを得ない展開を見せている。社会国家の再編期の中心的言説である新自由主義について、われわれは十分に検討してこなかった。新自由主義のもたらすものは、一方的な社会国家の縮減であり、セーフティネットの粗放化であると考えられ、リスクにさらされてそこから漏れ落ちる人びとの増加は、人間の尊厳という普遍的な価値に照らしても、また近代国家がその存在意義として保証しているはずの国民の生存権に照らしても、受け入れることのできない事態であるとして批判の対象となっていた。すなわち、新自由主義は社会国家を脅かすものであり、両者は水と油のような関係であると単純に考えていたのである。

ところが、2000年代を迎えて、新自由主義の影響はいよいよ社会国家におよんだが、それをただちに破壊・解体するのではなく、以下に述べるように本質的な変容を引き起こさせつつある。ひとつは、労働市場政策の重要性が増大したことである。社会国家は、もはやリスクにさらされたクライアントに生存に必要な各種の福祉を供給する組織の全体を指すのではない。ヨーロッパやドイツで続いた大量の長期失業現象は、そうしたリスクのうちの労働市場からの離脱を最大のものにとらえ、そうしたクライアントが自らの努力と意志によって労働市場へと

---

<sup>11</sup> 神野直彦／澤井安勇編著『ソーシャル・ガバナンス』東京経済新報社、2004年；山口二郎／宮本太郎／坪郷實編著『ポスト福祉国家とソーシャル・ガヴァナンス』ミネルヴァ書房、2005年。

復帰することをその最大の課題とする傾向を生じさせた。いまやヨーロッパの主要な各国のいずれにおいても、各種の福祉は国民の無条件の権利ではなく、この労働市場への参加をうながし、時には強制する「アクティベーション」の諸政策を個人が受け入れる代償ない代替物として供給されるのである<sup>12</sup>。さらに一方で、男性稼得者モデルを支えてきた安定した正規雇用就業の掘り崩しも、「フレキシキュリティ」の名の下で進められている。

これらの新自由主義が社会国家にもたらした影響をどのように評価すべきだろうか。以前の社会国家との連続性は大きく失われたかに見えるが、国家の財政出動がいかにも極端に抑制されつつあるとはいえ、年金や医療保険や生活保護といった社会国家の根幹的な制度そのものが消滅したのではなく、社会国家そのものがなくなってしまったわけではない。しかし、福祉国家レジーム論が比較のポイントとして重視してきた労働者の労働市場からの脱商品化のための政策は、アクティベーションとフレキシキュリティが登場・拡大した結果、その性格を著しく変化させた。また、目標としては理想状態としての完全雇用実現が掲げられているとはいえ、そのための手段はもちろんケインズ的な雇用創出政策による市場経済への国家介入ではない。むしろ、ここで新自由主義国家による経済体制の組み替えと共に、社会国家の枠組みを引き継いで国民の新しい管理の体系が登場しつつあるとみることも可能ではないだろうか。

新自由主義は、単に公的領域からの国家の退場を意味する「ロールバック型」新自由主義にとどまらず、新たな別の国家による支配の可能性を見出している。国家はその直接的な福祉供給者としての役割を後景に退かせるが、それによって生じた空白は民間団体や企業といった他の組織形態の自由裁量に無条件に委ねられるのではない。国家は、いまだに保持している強力な調整機能を駆使してそれらの福祉供給組織に役割を付与し機能を分担させ、一種の遠隔操作をおこなえるように組織化していく。こうした国家による新しい管理の方式を「ロールアウト

---

<sup>12</sup> 福原宏幸／中村健吾／柳原剛史編著『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容——アクティベーションと社会的包摂』明石書店、2015年。

型」新自由主義と呼ぶことができる<sup>13</sup>。ここでもまた社会国家は消滅しつつあるのではなく、その福祉の複合体は新しい時代の要請にしたがって再編成されつつあるのである。

このような、新自由主義のもとでの社会国家の展開を、先に論じたような問題関心をもつわれわれはどのように理解すれば良いのであろうか。イギリスの社会学者ギデンズは、早くも1999年に、それまでの不平等を減らし社会的公正を追求する左派的な「解放に関する政治 (emancipatory politics)」を、「国家は高齢者のケアをするべきだという期待は、おそらく間違いなくきわめて有害な依存の文化を生み出すであろう」としてしりぞけ、当時ブレア政権のもとで「第三の道」と呼ばれて出現してきたこのようなロールアウト新自由主義型の新しい福祉と政治文化のあり方を指して、「生き方に関する政治 (life politics)」という概念を提起している<sup>14</sup>。それから10数年経った現在、この政治の傾向はさらに強まった。われわれは、こうして、フーコーとは違う意味で、新しい「生政治」と直面しているのである。

社会国家の発展の環はまだ閉じてはおらず、その歴史は書かれていない。われわれはその試みを今後も続けなければならない。

---

<sup>13</sup> Jamie Peck/ Adam Tickell, "Neoliberalizing Space", *Antipode*, 34/3 (2002), 380-404.

<sup>14</sup> アンソニー・ギデンズ (今枝法之/干川剛史訳) 『第三の道とその批判』 晃洋書房、2003年、43-47頁。